

令和4年度「ワーケーション等振興可能性調査業務委託」提案募集要項

1. 募集の趣旨

本業務は、ワーケーション、テレワーク、コワーキング、スタートアップ等(以下、「ワーケーション等」という。)の受入れ推進による基礎調査を行い、市におけるワーケーション等の振興の方向性を定め、また、公共施設等を活用したワーケーション等に対応した施設整備の可能性を調査することを目的とする。

本事業を実施するに当たり、必要な専門知識や技術、ノウハウ等を活用した事業企画について幅広い提案を募り、事業を推進する上で最も適した事業者を選定するために下記のとおり実施する。

2. 委託業務

- (1) 事業名 : ワーケーション等振興可能性調査業務委託
- (2) 業務内容 : 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 : 契約締結の翌日から令和5年3月17日(金)(予定)
- (4) 予定価格 : 9,933,000円(消費税及び地方消費税含む)以内

※この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

3. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

〔**参** 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項
普通公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。〕

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) うるま市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 法人税、市県民税、消費税及び地方消費税を滞納しない者であること。
- (6) 沖縄県内に本社又は支店等を設置し、事業の実施にあたっては、正副2名以上の担当者を配置し必要時に事務局と速やかに連携を行うなど、本業務を円滑に遂行することができる運営体制が整備されていること。
- (7) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

- ② 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格(1)、(2)、(3)、(4)、(5)の要件を満たす者であること。
- ③ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(6)の要件を満たす者であること。

4. 提案内容の要件

別紙、「業務仕様書」を参照すること。

5. 募集要項等の配布

- (1) 配布期間 : 令和4年10月20日(木)～令和4年11月2日(水)
- (2) 配布場所 : 市ホームページから入手すること (<http://www.city.uruma.lg.jp>)

6. 質疑応答

業務仕様書に関して疑義がある場合には、質問書【様式9】に記入し、電子メールにより提出すること。

- (1) 受付期限 : 令和4年10月27日(木) 12:00
- (2) 提出場所 : うるま市経済産業部産業政策課メール
(sangyou-ka@city.uruma.lg.jp)
- (3) 回答方法 : 質疑に対する回答は、令和4年10月28日(金)午後5時迄に、うるま市ホームページに掲載する。

7. 応募申請及び企画提案書の提出

- (1) 提出期限 : 令和4年11月2日(水) 17:00
- (2) 提出場所 : うるま市役所西棟1階 産業政策課
(〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号)
- (3) 提出方法 : 持参または郵送すること。(提出期間内必着)
- (4) 提出書類 :

下記の①応募申請書【申請添付書類】ア、イ、ウ、エ、オを各1部及び②企画提案書【企画提案添付書類】ア、イ、ウ、エ、オ、カを各7部(正1部、副6部)提出して下さい。また、提出書類の企画はA4判とし、企画提案等の副本については、審査の公平性を期すため企業名を伏せて記入すること。

①応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式1】

【申請添付書類】

- ア 定款(法人のみ)
- イ 全部事項証明書又は登記簿謄本
- ウ 国税及び地方税に滞納がないことを証明する証明書(3カ月以内のもの)
- エ 財務諸表(直近1カ年の貸借対照表及び損益計算書)

オ 共同企業体協定書（共同企業体による応募の場合のみ）・ 【様式 8】

②企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 2】

【企画提案添付書類】

ア 企画提案書補足資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【任意様式】

イ 会社概要表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 3】

ウ 積算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 4】

※旅費、使用料等の単価に既に消費税が含まれている場合には、消費税相当を除いた上で経費を計上すること。

エ 実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 5】

オ 委託事業のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 6】

カ 実績書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 7】

(5) 提出に関する留意事項

- ①共同企業体による応募の場合、【申請添付書類】及び実績書【様式 7】は、共同企業体を構成する全ての事業者分提出すること。
- ②【申請添付書類】ア及びエについては、原本証明を行うこと。
- ③【申請添付書類】イ及びウについては、原本を提出すること。
- ④【企画提案添付書類】アについては、補足資料が無ければ提出の必要はありません。
- ⑤企画提案書等の作成や提出に関する費用は、提出者の負担とします。
- ⑥郵送にて応募申請等を提出する場合は、提出期限内での必着とします。

8. 審査

(1) 審査の方法

- ①うるま市が設置する企画提案選定委員会において、各提案内容を審査し、優先順位を決定する。
- ②審査は、提出された 7. (4) 提出書類の書類審査（第 1 次審査）及びプレゼンテーション（第 2 次審査）によるものとする。
- ③第 1 次審査通過者は最大 3 者までとし、その結果は応募者全員に対して文書で通知する。
- ④第 2 次審査の日程は、第 1 次審査通過者に対して文書で通知する。
- ⑤第 2 次審査は、提出期限までに提出された 7. (4) ②企画提案書及び【企画提案審査書類】を基に行うものとし、提出期限後に提出された図や関係書類等は、審査の対象外とする。
- ⑥選定審査会は非公開で行い、審査経過及び審査結果に対する問い合わせ・異議等には一切応じないものとする。
- ⑦第 2 次審査の結果は、第 2 次審査実施日から 7 日以内に、第 2 次審査対象者に対

して文書で通知する。

⑧第2次審査において選定委員会が選定した者（以下「委託候補者」という。）が
 辞退した場合、又は市との委託に関する協議が整わなかった場合は、次順番の応募者を委託先候補者とする。

⑨一定水準を満たした提案がない場合、該当なしとする場合がある。

(2) 審査基準

選定委員会において、主に次の事項等について評価する。

評価項目	評価の着眼点	配点
事業者の実績	同等等業、類似業務の実績があるか。	10
企画提案内容	うるま市の現状を踏まえ、提案内容が的確なものとなっているか。	60
	関連業務の整理・前提条件の検討に関する提案内容は妥当なものとなっているか。	
	ニーズ調査やサウンディング調査における手法は効率的かつ適切なものとなっているか。	
	本事業仕様書 P2 (7)うるま市の公共施設等を活用したワーケーション等施設の整備検討調査 の業務提案について、論理的かつ効果が得られる提案内容となっているか。	
	本業務の付加価値を高める提案があるか。	
業務の実施体制	本業務の実施にあたり、十分な経験、有効な資格、また、同種業務実績を有している者を配置し、適正な人員体制か。	20
	業務工程は明確で、期間内で円滑に確実な遂行ができる提案内容か。	
プレゼンテーション・質疑応答	説明は簡潔で分かりやすいか。また、質問に対する応答が迅速かつ明確であるか。	10

(3) 審査に関する留意事項

①第2次審査は、プレゼンテーション20分以内及び質疑応答10分程度で行うものとする。

②第2次審査は、紙媒体又はパソコンによるスクリーンを使用したプレゼンテーションとし、プレゼン出席者は3名までとする。プロジェクター及びスクリーンは選定委員会で準備することとし、パソコンについては提案者で用意するものとする。

③審査は、企業名を伏せて行うため、企業名の分かるような表現等は除外すること。

(4) 留意事項

第2次審査に参加する費用は、全て参加者の負担とする。

9. 禁則事項

応募者が、次のいずれかに該当する場合は、その者は失格とする。

- (1) 参加する資格のない者が申請したとき
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しなかったとき
- (3) 事実と反する申請や申請に関する不正行為があったとき
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
- (5) 記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) その他、予め指示した事項に違反したとき、及び応募者に求められる義務を履行しなかったとき

10. 委託契約

委託候補者を特定した後、次の通り協議し契約締結を行う。

(1) 仕様書の調整

必要に応じて、委託候補者と仕様書等の調整を行い、契約内容を確定する。

(2) 見積書の提出

委託候補者は、確定した仕様書に基づく見積書を提出するものとする。

(3) 契約書の締結

委託候補者を契約の相手方として、契約を締結する。

11. 知的財産権の取り扱い

受託者が、この委託業務の遂行により取得した報告書等に関する著作権は、原則としてうるま市に帰属するものとする。また、当該事業の実施により得られた特許権等の知的財産権または著作権は、委託元である「うるま市」に帰属するものとする。

12. スケジュール

本公募のスケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間または期日
公募要綱等の配布	令和4年10月20日（木）～ 令和4年11月2日（水）
質問の受付〆切	令和4年10月27日（木） 12：00
質問の回答	令和4年10月28日（金）午後5時迄に、うるま市ホームページ上で行う。
応募書類の提出期限	令和4年11月2日（水） 17：00
第1次審査結果通知	令和4年11月4日（金）
第2次審査 (プレゼンテーション・ヒヤリング 審査)	令和4年11月7日（月） 予定
第2次審査結果通知	二次審査の日から7日以内に通知する
契約締結	令和4年11月上旬予定

13. 問合せ先

うるま市経済産業部産業政策課 担当：荒海 洋平(あらうみ ようへい)

〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号（うるま市役所西棟1階）

TEL：098-923-7611

FAX：098-923-7623